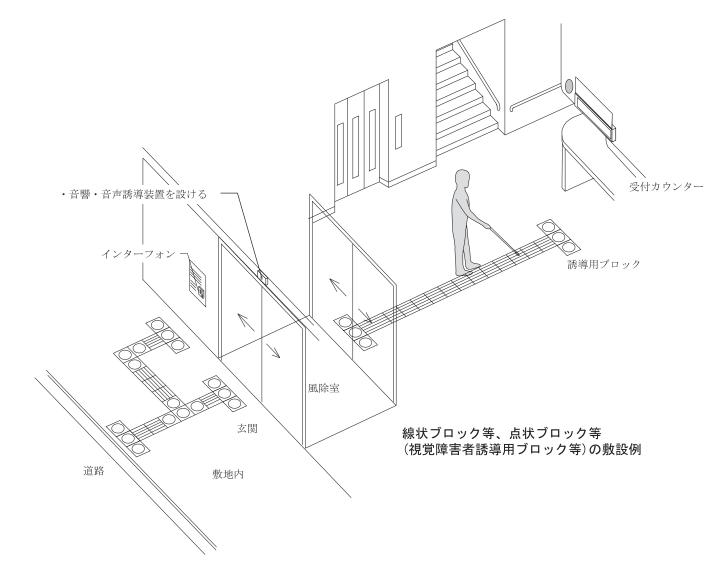
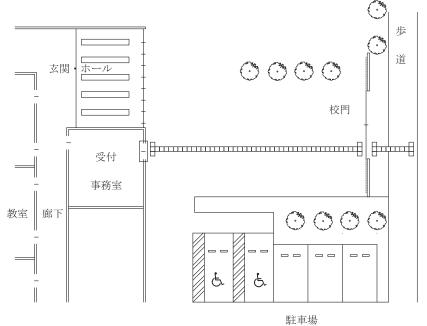
基本的な考え方

・建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害 者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック、点状ブロ ック)や音声で誘導する。

・視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

		●整備基準	○望ましい基準	角军言兑
利用円滑化	点す路るう内供該すかか字るの経。設す案るらつ、もう路)備る内者直、音のち(とま施設等接道	建築物又はその敷地に設けた案内設備(声その他の方法により視覚障害者を案内 のに限る。)までの利用者の用に供する経 の一以上を、視覚障害者が円滑に利用でき の以下「視覚障害者利用円滑化経路」とい すること。ただし、当該道等から当該 での経路が主として自動車の駐車の用に 設に設けられるものである場合、又は は備が建築物の内にある当該建築物を問題 での常駐するものであって、当該案内設備 がはまないのといる。 を備が建築物の内にある当該建築物を管理 の常駐するものであって、当該案内設備 がはまないである場合においては、この限 の常に適合する場合においては、この限 の基準に適合する場合においては、この限 のは、この限	者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロックもしくは音声案内(チャイムを含む)を適切に設けるなどの措置を講ずる。	





学校の例

コラム

- 視覚障害誘導用ブロック等の敷 設に当たっては、車いすやベビ ーカー等での通行に支障がない よう敷設するとともに、壁面か ら通行の支障とならない距離を 確保する。また専ら高齢者が利 用する施設及び幼児が利用する 施設では、ブロック等の敷設が 利用者の通行に支障をきたさな いよう配慮する。
- 金属鋲タイプのブロック等は、 すべりやすく、施工性能等に難 があるため使用しない。

55 54

物

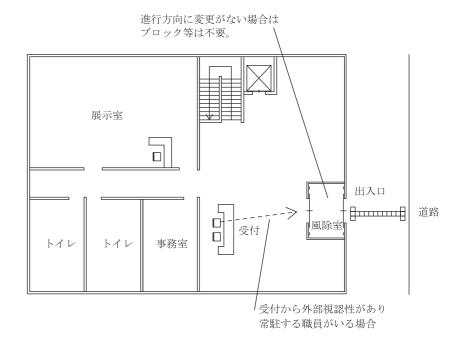
視覚障害者利用円滑化経路

基本的な考え方

2

- ・建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声で誘導する。
- ・視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

	●整備基準	〇望ましい基準	解説
(2)視覚障害者の誘導用ブロック	できること。 (一)線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、 周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等に より容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は 傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 (二)視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (イ)車路に近接する部分 (ロ)段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分	○重な ひい 空中	・「線は、
(3)視覚障害者の誘導用ブロック等の敷設除外	(2)(二)口の規定にかかわらず、視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次に掲げる部分には、点状ブロック等の敷設を行わないことができる。 (一)こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 (二)高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 (三)段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分		



受付カウンター付近付近に管理者等が常駐し、出入口の内部での 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合 (施設の管理者等は、視覚障害者が訪れたときは、出入口で必要な介助、誘導を行う。) | 視覚障害者利用円滑化経路

| 56 |